

静岡県告示第157号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(3)のエの表株式会社三菱UFJ銀行磐田支店の項所在地の欄中「磐田市今之浦3丁目1番地9」を「浜松市中区伝馬町311番地の14（浜松支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫鹿島支店の項所在地の欄中「天竜区二俣町鹿島260番地の1」を「浜北区豊保112番地の5（於呂支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和4年3月22日から施行する。